

## 議第53号

三島市民活動センター条例の一部を改正する条例案

三島市民活動センター条例（平成16年三島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

720円	720円	1,440円	720円	1,440円	2,160円
1,020円	1,020円	2,040円	1,020円	2,040円	3,060円
820円	820円	1,640円	820円	1,640円	2,460円

を

」

「

730円	730円	1,460円	730円	1,460円	2,190円
1,030円	1,030円	2,060円	1,030円	2,060円	3,090円
830円	830円	1,660円	830円	1,660円	2,490円

に

」

改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した三島市民活動センターの使用に係る使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士